

お知らせ

当院の取組み事項について

院内感染防止対策に関する基本的な考え方

1) 院内感染防止対策に関する基本的な考え方

当院は基本理念に基づき、適切な院内感染防止対策を病院全体として取組み、患者様や医療従事者の感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2) 院内感染防止対策のための組織に関する事項

院内感染対策活動の中核的な役割を担うため「院内感染対策委員会」を設置し、毎月1回又は必要に応じて随時会議を行い、感染対策に関する事項を検討します。さらに、「感染制御チーム(以下ICT)」を設置し、感染防止対策の実務を行います。

3) 院内感染対策に関する職員研修に関する事項

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術の向上を図るため、全職員を対象とした研修会や講習会を年2回以上行っております。また、感染対策に関するマニュアルにより感染防止のための基本的な考え方や具体的な方法について全職員へ周知を行っております。

4) 感染症発生状況報告に関する事項

薬剤耐性菌や院内感染対策上問題となる微生物の検出状況を週報として報告し注意喚起を行います。ICTや院内感染対策委員会で情報を共有し、必要に応じた感染対策の周知や指導を行っています。

5) 院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染が疑われる事例が発生した場合は、各部署よりICTへ速やかに報告を行い、ICTは迅速に現場の状況を確認し、感染対策の徹底、疫学調査を行い感染拡大の防止を行います。

また、必要に応じて通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

6) 患者様への情報提供に関する事項

感染症の流行がみられる時期には、病院ホームページやポスター等の掲示物で情報提供を行います。また、あわせて感染防止の意義、手洗い、マスクの着用などについて理解とご協力をお願いします。

7) 地域連携に関する事項

地域の病院と連携し、感染対策に関する相談を行い問題点を定期的に検討しております。

8) その他の院内感染対策推進のために必要な基本方針

感染対策に関する「院内感染対策マニュアル」を各部署へ配置し、感染防止のための基本的な考え方や具体的な方法について全職員へ周知を行っています。

医療従事者の負担軽減及び処遇改善に関する取組み事項

当院は医療従事者の負担軽減及び処遇改善のため、下記の項目について取り組んでおります。

1) 医師

医局秘書を配置しスケジュール管理、事務作業等の補助を行っています。

2) 看護職員

3交代勤務の夜勤に係る配慮として、「夜勤後の暦日の休日の確保」や「看護師以外に看護補助者の夜勤配置」を行っております。

多職種(医師・薬剤師・精神保健福祉士・管理栄養士・作業療法士・臨床検査技師・事務員)からなる役割分担推進のための委員会を設置し、年2回以上の委員会を開催しながら負担軽減及び処遇改善に資する計画の策定や実施内容を検証し、職員への周知を周知を行っています。

業務量を調整し多様な勤務形態の導入等を行いながら時間外労働が発生しないよう努めております。

そして、看護職員と多職種との業務分担の調整についても努めております。

妊娠や子育て中、介護中の看護職員には「夜勤の免除制度」や「休日勤務の制限制度」、「半日、時間単位の休暇制度」、「所定労働時間の短縮」を行い配慮しております。

月の夜勤回数の上限を設定し、看護職員の夜勤負担の軽減に努めております。

令和5年5月
三田記念病院 院長